

指定介護予防短期入所生活介護事業所 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定および生活保護法による介護機関の指定を受けています
岡山県指定 第 3372500060 ・ 岡山県指定 第 310032

当施設はご利用者に対して介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

《説明者》

職名・氏名 生活相談員 ㊟

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 翔洋会
- (2) 法人所在地 岡山県岡山市南区彦崎 2300 番地
- (3) 電話番号 (086) 362-5050
- (4) 代表者氏名 理事長 松山正春
- (5) 設立年月日 平成4年9月7日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護予防短期入所生活介護施設
- (2) 施設の名称 特別養護老人ホーム 灘崎荘
- (3) 施設所在地 岡山県岡山市南区彦崎 2300 番地
- (4) 電話番号 (086) 362-5050
- (5) 施設長氏名 藤原正晴
- (6) 開所年月日 平成5年7月1日
- (7) 入所定員 10名
- (8) 基本理念 地域における福祉の発展、充実を使命に掲げて、社会福祉事業の安定的、継続的経営に努めるなかで、多様な福祉サービスからその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつサービス提供施設並びに地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援していきます。

3. 居室の概要

当施設では以下の居室（個室と多床室とでは、滞在費が異なります）・設備をご用意しています。使用する居室は、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況により、施設側で判断させていただきます。その場合、ご利用者やご家族のご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

居室・設備の種類	室数
① 個室	5 室
② 2人部屋	1 室
③ 3人部屋	1 室
合計	7 室

居室・設備の種類	室数
食堂・フロアー	1 室
浴室(特浴、個人浴)	1 室
医務室	1 室

☆厚生労働省の定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設・設備です。

☆利用中の居室の変更

ご利用者から居室の変更希望のお申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとしますが、最終的な判断は施設側でさせていただきます。

☆居室に関する特記事項

トイレおよび洗面場所は居室外にあります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、下記の職種を配置しています。

職 種	職 員 人 員
1. 管理者	1名（常勤）
2. 医 師	1名（非常勤）
3. 生活相談員	2名（常勤）
4. 介護職員	27名以上（常勤）
5. 看護職員	3名以上（常勤）
6. 管理栄養士	1名（常勤）
7. 機能訓練指導員	1名（常勤）
8. 介護支援専門員	1名（常勤）
9. 事務員	2名

*職員の数に関しては、施設入所サービスの職員との合計数

職務内容について

生活相談員：主にご利用者、そのご家族の皆様への相談援助を行います。

管理栄養士：主にご利用者に対する食事面での栄養管理を行います。

機能訓練指導員：ご利用者個々に応じたりハビリを検討し、実施していきます。

介護支援専門員：ご利用者対して、施設内でどのようなサービスを行うか検討して、施設サービス計画書を作成します。

5. 当施設が提供するサービスの内容

当施設では、ご利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起こらないようにすると共に、残存機能の維持向上が図られるよう適切な技術をもって、介護予防短期入所生活介護計画に基づいた介護予防サービスを提供し、必要な支援を行います。また、介護サービスの提供にあたっては、ご利用者の人格に十分配慮したものとします。

(1) 食 事

- 管理栄養士により、ご利用者の栄養状態、摂食・嚥下機能の状態等に応じて、栄養ケア計画を作成し、栄養状態を改善するためのサービスを実施します。
- 管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびに身体の状態および病状、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。
- 可能な限り離床して食堂にて食事をとっていただきます。

(食事時間)

朝食/8:00～8:45 昼食/12:00～12:45 夕食/18:00～18:45

- 必要な方には、医師の指示箋にもとづく療養食を提供します。

(2) 入浴

- ・ 入浴は週2回以上、ご利用者の体調などを考慮して行います。入浴できない場合は、清拭および衣類交換を行います。
- ・ 入浴方法は、ご利用者の心身の状況や自立支援を踏まえ、適切な方法により実施します。

(3) 排泄

- ・ 自立支援に向けて、その心身の状況に応じ適切な方法により援助を行います。

(4) 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画書を作成し、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行います。

(5) 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、常に健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のため適切な処置管理を行い、併せて感染予防に努めます。

(6) 自立への援助

- ・ ひとり一人のご利用者が、できる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう1日の生活の流れに沿って、離床・着替え・整容などご利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行います。

(7) 送迎

- ・ ご利用者のご家族のやむを得ない理由により、ご家族などによる送迎が困難な場合に限り、施設送迎をいたします。
- ・ 通常の送迎の実施地域は、岡山市（旧御津町・旧建部町及び旧瀬戸町を除く）、倉敷市（旧真備町・旧船穂町を除く）、玉野市、早島町の区域とします。ただし、上記地域であっても、島嶼部については実施対象外とします。
送迎時間は、午前8時30分から午後5時までといたします。

(8) その他施設での取り組み

- ・ 定期的に施設内で研修を行い、身体拘束、虐待の防止、褥瘡、感染の予防に努めます。
- ・ 年2回以上の消防、避難訓練を行い、緊急時等迅速に対応できるよう努めます。

6. サービスの利用料金

サービス利用にあたっての料金は別紙料金表のとおりとなります。

(1) ご利用中に要支援度の変更があった場合は、要支援度に応じた利用料に変更となります。

(2) 利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、サービス利用終了後7日以内にご利用期間分の合計金額をお支払いください。

(3) 利用の中止・変更・追加

- ①利用予定期間の前に、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合、指定介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更ができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業者にお申し出ください。この場合キャンセル料は不要です。
- ②ご利用者がサービスを利用されている期間中でも、ご利用者の体調不良により利用を中止する場合があります。この場合は、ご家族、担当ケアマネージャーなどとの相談のうえ決定いたします。

7. 事故発生時の対応

ご利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者ご家族、利用に関係する居宅介護支援事業者に対して連絡を行うなどの必要な措置を講じます。また、指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行

います。

8. ご注意いただきたいこと

当施設のご利用に際しては、以下の点にご注意ください。

- ① 外出される場合には、その日時等を事前にご連絡ください。
- ② 貴重品は、ご利用者またはそのご家族の責任により管理願います（なお、現金、印鑑等についてはお申し出により施設においてご利用期間中保管させていただくこともできます）。
また、個人の持ち物については氏名を明記するなど、所有者を明確にしておいてください。
- ③ けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけた、施設の秩序、風紀を乱す行為を行わないでください。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いないでください。
- ⑤ 施設の設備、備品および敷地は、その本来の用途に従ったご利用をお願いします。なお、故意または無断で施設の設備、備品または他人の所有物に損害を与えた場合は、その弁償の責を負っていただくことがあります。

9. 非常災害対策について

万が一の非常災害に備えて消防計画、風水害・地震（土砂崩れ）等に対する防災計画を作成し、年2回以上定期的に、避難、救出その他必要な訓練を行います。

10. 身体的拘束等の禁止および緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続き

ご利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、「身体的拘束等を行わない介護」を目指します。ご利用者の生命が危険にさらされる等の場合には、理由や経緯等をご家族に説明しその同意のもと、身体的拘束等を行う事があります。

身体的拘束等を行う場合には、その態様や時間、ご利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するとともに、定期的に見直しや今後の対策を検討して、身体的拘束等の廃止に向けた取り組みを行うよう努めていきます。

11. 虐待の防止のための措置について

ご利用者の人権擁護及び虐待等の防止に努めていきます。虐待の防止に関する責任者を選定するとともに、虐待の防止を啓発・普及する為、職員に対して年2回の研修を行います。虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 成年後見制度の活用支援について

当施設は、ご利用者と適正な契約手続きを行うため、必要に応じて、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるよう支援を行います。

13. 苦情の受付について

当施設には、施設ご利用に関する苦情に適切に対応し、その迅速・公平な解決を図るため、苦情受付窓口を設けています。

- ① 苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受付けています。
- ② 受付けた苦情は、すべて苦情解決責任者や第三者委員に報告し、苦情申し出人との間でその解決に向けた話し合いを行い、またその経過や結果について必要な記録をとり、これを保管しています。
(苦情申し出人が、第三者委員への報告を拒否される場合には、第三者委員への報告は行いません)

③当施設で解決できない苦情については、下記の行政機関その他苦情受付機関に申し立てることもできます。

《当施設における苦情受付窓口》

☆苦情解決責任者	施設長	藤原正晴
苦情受付担当者	副施設長・生活相談員	末沢和也
	総務担当課長	吉谷千絵子
	特養担当係長・介護士	城山貴裕
	主任・介護士	渡辺桂子、宮下範子
		赤木奈美、同前智晃
	主任・介護支援専門員	里見政昭
	主任・生活相談員	長沼務
	介護支援専門員	羽木伸江

・連絡先：岡山市南区彦崎2300 電話086-362-5050

《第三者委員》

☆法務省人権擁護委員	畠山耕一	連絡先電話	086-362-1981
☆法務省人権擁護委員	多田野正史	連絡先電話	086-362-0695

《行政機関その他苦情受付機関》

岡山市事業者指導課	岡山市北区大供3-1-18 KSB会館4階	TEL 086-212-1014
倉敷市介護保険課	倉敷市西中新田640	TEL 086-426-3343
玉野市介護保険課	玉野市宇野1-27-1	TEL 0863-32-5534
早島町健康福祉課	岡山県都窪郡早島町前湯 360-1	TEL 086-482-2483
国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田町17-5	TEL 086-223-8811
岡山県社会福祉協議会 運営適正化委員会	岡山市北区南方2-13-1	TEL 086-226-9400

令和 年 月 日

指定介護予防短期入所生活介護サービスの開始に際し、契約書および本書面にもとづき重要事項の説明を行いました。

(事業者) 住所 岡山市南区彦崎2300
名称 特別養護老人ホーム灘崎荘
代表者 社会福祉法人翔洋会
理事長 松山正春 ㊞

私は、本書面にもとづいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

(利用者) 住所 _____
(または代理人)
氏名 _____ ㊞